

**平成 31 年度**

**和歌山地方裁判所事務分配等規程**

平成 30 年 12 月 14 日

(平成 31 年 1 月 10 日一部改正・1 月 16 日施行分)

(平成 31 年 1 月 10 日一部改正・1 月 23 日施行分)

(平成 31 年 3 月 8 日一部改正・3 月 25 日施行分)

(平成 31 年 3 月 8 日一部改正・4 月 1 日施行分)

和歌山地方裁判所

## 一 目 次 一

### 第1編 裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び裁判事務の代理順序

第1章 本庁	
第1条 裁判官の配置	1
第2条 裁判事務の分配	2
第3条 開廷日割	11
第4条 裁判事務の代理順序	11
第2章 田辺支部	
第5条 裁判官の配置	11
第6条 裁判事務の分配	12
第7条 開廷日割	13
第8条 裁判事務の代理順序	13
第3章 御坊支部及び新宮支部	
第9条 裁判官の配置等	14
第4章 簡易裁判所	
第10条 裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割	14
第11条 裁判事務の代理順序	14
第5章 その他	
第12条 緊急時の代理	14
第13条 事件の回付	14
第14条 調停主任の指定	15
第15条 労働審判官の指定	15
第2編 司法行政事務の代理順序	
第16条 本庁の司法行政事務の代理順序	15
第17条 田辺支部、御坊支部及び新宮支部の司法行政事務の代理順序	15
第18条 管内簡易裁判所の司法行政事務の代理順序	15
第19条 緊急時の代理	15

附則	15
別表第 1	17
別表第 2	18
別表第 3	18
別表第 4	19
別表第 5	22

平成31年度における和歌山地方裁判所及び同管内簡易裁判所の裁判官の配置、  
裁判事務の分配、開廷日割並びに裁判事務及び司法行政事務の代理順序を次のとお  
り定める。

## 第1編 裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び裁判事務 の代理順序

### 第1章 本 庁

#### (裁判官の配置)

第1条 裁判官の配置は、次のとおりとする。

##### 第一民事部

(総括)	清 水 韶
	伊 丹 恭
	武 田 正
	真 鍋 麻 子
	寺 元 義 人
	並 河 浩 二
	小 坂 茂 之
	炭 村 啓
	雨 宮 隆 介
	五十部 隆
	高 木 亨
	岩 谷 彩
	橋 本 康 平
	石 橋 直 幸

##### 第二民事部

(総括)	伊 丹 恭
	真 鍋 麻 子
	炭 村 啓

五十部 隆

岩 谷 彩

石 橋 直 幸

刑事部

(総括) 武 田 正

並 河 浩 二

小 坂 茂 之

橋 本 康 平

(裁判事務の分配)

第2条 裁判事務は、次のとおり分配する。ただし、判事補に対する裁判事務の分配については、この規程によるほか、新任判事補研さん要領及び新任判事補研さん計画の定めるところによる。

(1) 民事事件及び行政事件 ((3)の事件を除く。)

ア 合議制事件

第二民事部 (裁判長) 伊 丹 恭

真 鍋 麻 子

炭 村 啓

五十部 隆

岩 谷 彩

石 橋 直 幸

イ 一人制事件

(ア) 通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件（なお、両事件の異議事件は、当該手形訴訟事件又は小切手訴訟事件を担当した裁判官が担当する。）、再審事件、保全命令に対する異議又は取消しの申立事件、人身保護事件、行政事件並びにこれらに付隨する事件（部内の申合せにより各係への分配前に合議決定した事件を除く。）

各事件ごとに

6分の1 伊丹 恭  
6分の2 真鍋 麻子  
6分の2 炭村 啓  
6分の1 五十部 隆

(イ) 労働審判事件（なお、異議申立て等により通常訴訟に移行した事件は、当該労働審判事件を担当した裁判官以外の裁判官が担当する。）

4分の1 伊丹 恭  
4分の1 真鍋 麻子  
4分の1 炭村 啓  
4分の1 五十部 隆

(ウ)a 保全命令事件のうち、労働、会社、知的財産権、消費者裁判手続特例法に関する事件及び審尋を要する事件並びに財産開示事件（なお、同事件にかかる過料事件は当該開示事件を担当した裁判官が担当する。）

各事件ごとに

3分の1 真鍋 麻子  
3分の1 炭村 啓  
3分の1 五十部 隆

b 配偶者暴力に関する保護命令事件

3分の1 真鍋 麻子  
3分の1 炭村 啓  
3分の1 五十部 隆

(エ) 再生事件（(オ)の事件を除く。），会社更生事件、特別清算事件、承認援助事件、預金保険法第87条による代替許可申立事件（部内の申合せにより分配前に合議決定した事件を除く。）

伊丹 恭

(オ) 破産事件（同時廃止の申立てのあった事件を除く。），小規模個人再生

事件、給与所得者等再生事件及び消費者裁判手続特例法第12条に係る  
簡易確定手続事件

4分の3 伊丹 恭

4分の1 五十部 隆

(カ) 破産事件（同時廃止の申立てのあった事件）

5分の1 真鍋 麻子

5分の1 炭村 啓

5分の2 岩谷 彩

5分の1 石橋 直幸

(キ) 船舶所有者等責任制限事件、油濁損害賠償責任制限事件、過料事件 ((ウ)  
の括弧書き事件は除く。)

伊丹 恭

(ク) 民事非訟事件、商事非訟事件 ((エ)の事件を除く。)、借地非訟事件、調  
停事件 ((ス)の事件を除く。)

伊丹 恭

(ケ) 担保権の実行としての競売等事件、不動産強制執行事件、船舶執行事件  
各事件ごとに

2分の1 真鍋 麻子

2分の1 炭村 啓

(コ) 執行官の処分に対する異議事件

真鍋 麻子

(サ) 保全命令事件（労働、会社、知的財産権及び消費者裁判手続特例法に關  
する事件並びに審尋を要する事件を除く。）、担保取消決定の申立事件、  
仮登記仮処分事件

2分の1 橋本 康平

2分の1 石橋 直幸

代理（各順位に記載された者のいずれか）

第1順位 岩 谷 彩

第2順位 真 鍋 麻 子, 炭 村 啓

第3順位 伊 丹 恭, 五十部 隆

(シ) 債権及びその他の財産権を目的とする担保権実行等事件及び強制執行事件, 事情届に基づく配当等事件, 代替執行事件

2分の1 真 鍋 麻 子

2分の1 炭 村 啓

(ス) 訴訟事件で調停に付されたもの

当該訴訟事件の担当裁判官

(セ) 訴え提起前の証拠保全申立事件, 共助事件, 訴訟費用額確定に関する事件

各事件ごとに

2分の1 橋 本 康 平

2分の1 石 橋 直 幸

(ソ) 訴え提起前における証拠収集の処分事件

2分の1 橋 本 康 平

2分の1 石 橋 直 幸

(タ) その他の事件

4分の1 伊 丹 恭

4分の1 真 鍋 麻 子

4分の1 炭 村 啓

4分の1 五十部 隆

(2) 刑事事件 ((3)の事件を除く。)

ア 合議制事件

刑事部 (裁判長) 武 田 正

並 河 浩 二

小 坂 茂 之

橋 本 康 平

イ 一人制事件

(ア) 公判請求事件 ((イ)の事件を除く。)

8分の1 武 田 正

8分の4 並 河 浩 二

8分の3 小 坂 茂 之

(イ) 刑事訴訟法第350条の2により起訴と同時に即決裁判手続の申立てが  
あつた事件

武 田 正

(ウ) 証人尋問請求事件, 共助事件, 刑の執行猶予言渡取消請求事件, 刑事訴  
訟法第187条の2による申立事件, 雜事件

橋 本 康 平

(エ) 刑事補償請求事件, 費用補償請求事件, 訴訟費用免除申立事件, 上訴権  
回復請求事件, 刑事訴訟法第501条, 第502条による申立事件, 総合  
法律支援法第39条第3項による申立事件

本案の裁判をした部又は裁判官

(オ) 再審請求事件, 刑事事件における第三者所有物の没収の裁判の取消請求  
事件, 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組  
織的犯罪処罰法」という。）第65条第1項の取消請求事件, 國際的な協  
力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻  
薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」とい  
う。）第23条により適用される組織的犯罪処罰法第65条第1項の取消  
請求事件

原裁判をした部又は裁判官

(3) 差戻事件等

ア 民事合議制事件の差戻事件は, 第一民事部, 第二民事部のうち, 原裁判を  
した部以外の部に分配する。民事一人制事件の差戻事件は, 原裁判をした裁

判官以外の第二民事部所属の裁判官に、一人制事件の例により順次分配する。

イ 刑事合議制事件の差戻事件は、第一民事部に分配する。刑事一人制事件の差戻事件は、原裁判をした裁判官及び左陪席裁判官以外の刑事部所属の裁判官に分配する。

ウ 裁判官に対する除斥、忌避申立事件は、民事事件に係るものについては、刑事部に、刑事案件に係るものについては、第二民事部に分配する。

エ 付審判請求事件は、第二民事部に分配する。

オ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第3条第1項の請求又は職権による決定、同法第35条第1項（同第38条第2項、第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。）の異議申立事件、同法第41条第1項の裁判員又は補充裁判員の解任請求事件（同条第2項の規定により送付を受けた事件に限る。）、同法第42条第1項の異議申立事件、同法第43条第2項の通知に係る裁判員又は補充裁判員の解任請求事件及び第94条第1項の異議申立事件は、いずれも第一民事部において処理する。

カ 檢察審査会法第41条の9第1項による弁護士の指定、同法第41条の11第1項による指定の取消し及び同第2項による弁護士の指定の処分は、並河浩二裁判官、小坂茂之裁判官が起訴議決ごとに順次処理し、この処分をした裁判官は当該処分に係る本案事件の処理には関与しないものとする。

キ 次の事件の分配については、本庁裁判官及び和歌山簡易裁判所裁判官の協議により別に定める。

(ア) 被疑者又は第1回公判期日前の被告人についての令状に関する事件

(イ) 組織的犯罪処罰法第4章及び第6章の保全請求事件、これらの処分に付隨する処分を求める申立事件並びに同法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件

(ウ) 麻薬特例法の第5章及び第6章の保全請求事件、これらの処分に付隨する処分を求める申立事件並びに同法第23条により適用される組織的犯罪

## 処罰法第71条第1項の令状の発付を求める申立事件

### (ニ) 刑事の証拠保全請求事件

### (オ) 被疑者に付する国選弁護人の選任、解任に関する処分

ク 刑事訴訟法第429条による準抗告事件は、第一民事部に分配し、刑事訴訟法第430条による準抗告事件は、刑事部所属の裁判官に順次分配する。

ケ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第68条第2項本文又は第71条第2項後段による差戻事件は、(4)イの他の係に分配し、刑事部の裁判官で合議体を構成する。刑事部の裁判官に差支えがあり合議体を構成することができない場合、第一民事部の裁判官がその合議体に加わる（刑事部の裁判官すべてが差支えの場合、第一民事部の裁判官で合議体を構成する。）。ただし、原審において、医療観察法第41条第1項の合議体による裁判所で行う旨の決定がされているときは、第二民事部に分配する。

### (4) 医療観察事件

#### (定義)

ア 処遇事件とは、医療観察法第3条第1項に規定する事件をいう。

#### (処遇事件の配布等)

イ 処遇事件のうち医療観察法第33条第1項並びに第59条第1項及び第2項による申立事件は、特に定めるほか、次の各係に順次分配する。ただし、同法第59条第1項又は第2項による申立事件については、同条掲記の決定をした裁判所がある場合には、その裁判所に分配し、以後の事件で調整する。

3分の1 武田正裁判官係（以下「A係」という。）

3分の1 並河浩二裁判官係（以下「B係」という。）

3分の1 小坂茂之裁判官係（以下「C係」という。）

なお、医療観察法第41条第1項の決定があった場合に対象行為の存否に関する審理裁判を担当する裁判所は、刑事部の前記他係の裁判官に刑事部所属の未特例判事補で構成する裁判所とする。

(退院の許可の申立て等)

ウ 処遇事件のうち医療観察法第49条第1項、第2項、第50条、第54条第1項、第2項若しくは第55条による申立事件又は競合する処分の調整申立て（同法第76条第1項若しくは第2項）に係る事件及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（以下「医療観察規則」という。）第51条第1項、第2項、第85条第1項に係る申立てについては、その対象者（医療観察法第2条第3項に規定する者をいう。以下同じ。）について、これらの処遇事件又は医療観察法第33条第1項、第59条第1項若しくは第2項による申立てに対し決定をした裁判所がある場合には、イの規定に準じ、当該裁判所に分配する。

(忌避及び回避の事件等)

エ 忌避及び回避の事件並びに医療観察規則第8条第1項の除斥の決定に係る事件は、第二民事部に分配する。

(令状事件、勾留に関する処分等の処理)

オ 医療観察法第34条第1項前段又は第60条第1項の鑑定入院命令は令状担当裁判官が処理する。ただし、令状担当裁判官が簡易裁判所裁判官の場合、担当裁判官は、「平成31年度和歌山地方裁判所事務分配等規程に基づく本庁裁判官の協議による定め並びに本庁裁判官及び和歌山簡易裁判所裁判官の協議による定め」の別表1又は、「平成31年度令状事件の分配及び代理順序等に関する申合せ」によって定める。

カ 勤務時間外に受理した令状請求事件、医療観察法第34条第1項前段又は第60条第1項の鑑定入院命令、麻薬特例法の保全に関する処分の請求事件、組織的犯罪処罰法の保全に関する処分の請求事件、勾留に関する処分及び被疑者に付する国選弁護人の選任、解任に関する処分は、休日（裁判官の休日に関する法律に規定する裁判官の休日をいう。以下この項において同じ。）の午前8時30分から午後5時までは日直裁判官が、平日及び休日の午後5

時から翌朝8時30分までは当直裁判官が、それぞれ処理する。ただし、令状當番裁判官が簡易裁判所裁判官の場合は、「平成31年度和歌山地方裁判所事務分配等規程に基づく本庁裁判官の協議による定め並びに本庁裁判官及び和歌山簡易裁判所裁判官の協議による定め」の4によって処理する。

(裁判事務の代理)

キ 医療観察法に関する各係の代理関係については、A係についてはB係、B係についてはC係、C係についてはA係とする。

(5) 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3による臨検捜索許可状請求事件の分配については、本庁裁判官及び和歌山簡易裁判所裁判官の協議により別に定める。

(6) 本庁取扱事件等

ア 支部の預金保険法第87条による代替許可申立事件は、第二民事部において取り扱う。

イ 田辺支部、御坊支部及び新宮支部における労働審判事件に関する事務は、本庁において取り扱う。

ウ 支部の刑事訴訟法第429条による準抗告事件は、田辺支部において取り扱う。ただし、田辺支部において速やかに処理できない場合には、刑事部において取り扱う。

エ 組織的犯罪処罰法第62条第1項の審査請求及び麻薬特例法第23条により適用される組織的犯罪処罰法第62条第1項の審査請求は、刑事部において合議体で取り扱う。

オ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号、以下「通信傍受法」という。）による傍受令状の請求事件及び傍受ができる期間の延長請求事件は、当分の間、本庁において処理する。

これらの事件の分配及び通信傍受法に基づく傍受の原記録の保管事務については、本庁裁判官の協議により別に定める。

カ 田辺支部、御坊支部及び新宮支部における通信傍受法に基づく傍受の原記

録の保管事務は、本庁において取り扱う。

キ 田辺支部、御坊支部及び新宮支部における医療観察法による審判の手続に関する事務は本庁において取り扱う。ただし、同法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立ての受付及び当該申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務は、田辺支部及び新宮支部については同支部で取り扱い、御坊支部については本庁で取り扱う。

ク 檢察審査会法第41条の9第1項による弁護士の指定、同法第41条の11第1項による指定の取消し及び同第2項による弁護士の指定の処分並びに同法第41条の10第1項により起訴された事件は、本庁において取り扱う。

ケ 田辺支部、御坊支部及び新宮支部における消費者裁判手続特例法に関する事件に関する事務は、本庁において取り扱う。

#### (開廷日割)

第3条 開廷日割は、別表第1のとおりとする。

#### (裁判事務の代理順序)

第4条 裁判事務の代理順序は、次のとおりとする。

(1) 担当裁判官に差し支えのあるときは、その裁判官所属の部の他の裁判官が代理し、その部の裁判官全員に差し支えのあるとき、又は合議体を構成するため必要があるときは、各部の事務を総括する裁判官の協議により、他の部の裁判官が代理する。

(2) 裁判長が差し支えのため、その職務を執ることができないときは、第一民事部及び第二民事部にあっては真鍋麻子裁判官が、刑事部にあっては並河浩二裁判官がその職務を行い、これらの各裁判官に差し支えがあるときは、当該部に所属する裁判官のうち、席次の上位の裁判官がその職務を行う。

#### 第2章 田辺支部

##### (裁判官の配置)

第5条 裁判官の配置は、次のとおりとする。

丸 山 徹

森 下 宏 輝  
岩 谷 彩 (填補)

(裁判事務の分配)

第6条 裁判事務は、次のとおり分配する。

(1) 民事事件

ア 合議制事件

(裁判長) 丸 山 徹  
森 下 宏 輝  
岩 谷 彩 (填補)

イ 一人制事件

(ア) 通常訴訟事件、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件、再審事件、仮差押仮処分決定に対する取消しの申立事件、人身保護事件

各事件ごとに

2分の1 丸 山 徹  
2分の1 森 下 宏 輝

(イ) 仮差押仮処分事件、民事非訟事件、商事非訟事件、借地非訟事件、破産事件、民事再生事件、会社更生事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁損害賠償責任制限事件、特定調停事件、共助事件

丸 山 徹

(ウ) 強制執行事件、担保権の実行としての競売等事件、仮差押仮処分決定に対する異議の申立事件、農事調停事件、過料事件

森 下 宏 輝

(エ) 訴訟事件で調停に付されたもの

当該訴訟事件の担当裁判官

(オ) その他の事件

2分の1 丸 山 徹  
2分の1 森 下 宏 輝

(2) 刑事事件

ア 合議制事件

(裁判長) 丸 山 徹

森 下 宏 輝

岩 谷 彩 (填補)

イ 一人制事件

(ア) 公判請求事件

丸 山 徹

(イ) 刑事訴訟法第350条の2により起訴と同時に即決裁判手続の申立てが  
あった事件

丸 山 徹

(ウ) その他の事件

丸 山 徹

ウ 次の事件の分配については、田辺支部裁判官及び田辺簡易裁判所裁判官の  
協議により別に定める。

(ア) 被疑者又は第1回公判期日前の被告人についての令状に関する事件

(イ) 刑事の証拠保全請求事件

(ウ) 被疑者に対する国選弁護人の選任、解任に関する処分

(3) 医療観察事件

医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立ての受  
付及び当該申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務

2分の1 丸 山 徹

2分の1 森 下 宏 輝

(開廷日割)

第7条 開廷日割は、別表第2のとおりとする。

(裁判事務の代理順序)

第8条 裁判事務の代理順序は、次のとおりとする。

丸山徹裁判官又は森下宏輝裁判官に差し支えのあるときは、それぞれ互いに他を代理し、前記裁判官らがいずれも差し支えのあるとき、又は合議体を構成するため必要があるときは、本庁の各部の事務を総括する裁判官の協議により、本庁の裁判官が代理する。

### 第3章 御坊支部及び新宮支部

(裁判官の配置等)

第9条 御坊支部及び新宮支部の裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割及び裁判事務の代理順序は、別表第3のとおりとする。

### 第4章 簡易裁判所

(裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割)

第10条 管内簡易裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割は、別表第4のとおりとする。

(裁判事務の代理順序)

第11条 管内簡易裁判所の裁判事務の代理順序は、別表第5のとおりとする。

### 第5章 その他

(緊急時の代理)

第12条 緊急のため、裁判事務の代理順序に関し、前条までの定めによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

(事件の回付)

第13条 本庁に係属する事件を本庁で処理することが相当でないとき、又は支部に係属する事件を当該支部で処理することが相当でないときは、常任委員会の承認を得た上、本庁に係属する事件を支部に、支部に係属する事件を本庁又は他の支部に回付することができる。ただし、関連事件について関係各裁判官が協議して回付するとき、管轄区域の定めに反して提起され又は申し立てられた事件について当該事件を本来審理すべき本庁又は支部に回付するとき及び第2条(6)の定めにより当該事件を取り扱う庁に回付するときは、常任委員会の承認を得ることなく回付することができる。

(調停主任の指定)

第14条 この規程により民事調停に関する事項を取り扱うこととなる裁判官を民事調停法第7条第1項の調停主任とする。

(労働審判官の指定)

第15条 この規程により労働審判に関する事項を取り扱うこととなる裁判官を労働審判法第8条の労働審判官とする。

第2編 司法行政事務の代理順序

(本庁の司法行政事務の代理順序)

第16条 所長に差し支えのあるときの司法行政事務は、次の裁判官の順に代理する。

伊丹 恭

武田 正

真鍋 麻子

2 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときの司法行政事務は、当該部所属の裁判官がその席次に従って代理する。

(田辺支部、御坊支部及び新宮支部の司法行政事務の代理順序)

第17条 支部長に差し支えのあるときの司法行政事務は、田辺支部については森下宏輝裁判官が、御坊支部及び新宮支部については丸山徹裁判官が、それぞれ代理する。

(管内簡易裁判所の司法行政事務の代理順序)

第18条 司法行政事務を掌理する簡易裁判所判事に差し支えのあるときの司法行政事務は、和歌山簡易裁判所については藤田康夫裁判官が、田辺簡易裁判所については森下宏輝裁判官が、その他の簡易裁判所については、その簡易裁判所の裁判事務を代理する裁判官が、それぞれ代理する。

(緊急時の代理)

第19条 緊急のため、司法行政事務の代理に関し、第16条から前条までの定めによることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

1 本庁第一民事部、第二民事部の開廷日割

区分	合議制		一人制			
	第一民事部	第二民事部	伊丹 恭	真鍋 麻子	炭村 啓	五十部 隆
月				○		○
火	○	○			○	
水				○		○
木			○		○	
金		○				

2 本庁刑事部の開廷日割

区分	合議制	一人制			備考
		武田 正	並河浩二	小坂茂之	
月	隨時	○隔週			
火			○		
水				○	
木			○		
金				○隔週	

別表第2

## 田辺支部の開廷日割

区分		開廷日割
合議制		隨時
一人制	丸山 徹	火, 木
一人制	森下 宏輝	水

別表第3

## 御坊支部及び新宮支部の裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割

## 及び裁判事務の代理順序

庁名	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日割	裁判官の代理順序	
御坊	森下 宏輝	全部	月, 木	丸山 徹	左記の裁判官に差し支えのあるときは、本庁の各部の事務を総括する裁判官の協議により本庁の裁判官が代理する。
新宮	小野 啓介	全部	月, 火, 木	次の順に代理する。 丸山 徹 森下 宏輝	

別表第4

## 管内簡易裁判所の裁判官の配置、裁判事務の分配、開廷日割

府名	裁判官の配置	裁判事務の分配	開廷日割
		通常訴訟事件 3分の1 少額訴訟事件 3分の1 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 3分の1 督促事件 3分の1 調停事件 5分の2 公示催告事件 3分の1 保全事件 3分の1 和解事件 3分の1 過料事件 3分の1 少額訴訟債権執行事件 3分の1 その他の事件 3分の1	
和歌山	諫武 高行	公判請求事件 全部 略式事件(待命事件を含む。) 5分の2 正式裁判請求事件(諫武高行裁判官が 略式命令を発した事件を除く。) 全部 略式不相当事件(諫武高行裁判官以外 の裁判官が不相当と判断した事件。 ただし、裁判所法33条3項の決定を除 く。) 全部 その他の事件(起訴後第1回公判期日 前の勾留に関する処分事件を除く) 全部	月 火 金
	藤田 康夫	通常訴訟事件 3分の1 少額訴訟事件 3分の1 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 3分の1 督促事件 3分の1 調停事件 5分の2 公示催告事件 3分の1 保全事件 3分の1 和解事件 3分の1 過料事件 3分の1 少額訴訟債権執行事件 3分の1 その他の事件 3分の1	水 木 金

		<p>略式事件(待命事件を含む。) 5分の2</p> <p>正式裁判請求事件（諫武高行裁判官が略式命令を発した事件） 2分の1</p> <p>略式不相当事件（諫武高行裁判官が不相当と判断した事件。ただし、裁判所法33条3項の決定を除く。） 2分の1</p> <p>起訴後第1回公判期日前の勾留に関する処分事件 2分の1</p>
	民事	<p>通常訴訟事件 3分の1</p> <p>少額訴訟事件 3分の1</p> <p>手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 3分の1</p> <p>督促事件 3分の1</p> <p>調停事件 5分の1</p> <p>公示催告事件 3分の1</p> <p>保全事件 3分の1</p> <p>和解事件 3分の1</p> <p>過料事件 3分の1</p> <p>少額訴訟債権執行事件 3分の1</p> <p>その他の事件 3分の1</p>
藤田 敏之	刑事	<p>略式事件(待命事件を含む。) 5分の1</p> <p>略式事件（三者即日処理方式の略式事件） 全部</p> <p>正式裁判請求事件（諫武高行裁判官が略式命令を発した事件） 2分の1</p> <p>略式不相当事件（諫武高行裁判官が不相当と判断した事件。ただし、裁判所法33条3項の決定を除く。） 2分の1</p> <p>起訴後第1回公判期日前の勾留に関する処分事件 2分の1</p>

水  
木  
金

- (1) 執務時間内及び執務時間外の令状請求等事件、被疑者に付する国選弁護人の選任、解任に関する処分の分配については、和歌山地方裁判所の本庁裁判官及び和歌山簡易裁判所裁判官の協議により別に定める。  
 なお、上記の事件及び処分については、藤田敏之裁判官に和歌山簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることとし、同裁判官にも分配する。
- (2) 民事刑事事件を通じて簡易裁判所の書記官に対する除斥又は忌避申立事件は、諫武高行裁判官に分配する。
- (3) 田辺及び新宮の各簡易裁判所で受け付け、和歌山簡易裁判所に引き継いだ被疑者に付する国選弁護人の選任、解任に関する処分については、引き継いだ日の令状担当裁判官が処理する。ただし、令状担当裁判官が簡易裁判所裁判官の資格を有しない場合は、「平成31年度和歌山地方裁判所事務分配等規程に基づく本庁裁判官の協議による定め並びに本庁裁判官及び和歌山簡易裁判所裁判官の協議による定め」の4によって処理する。
- (4) 略式不相当事件に係る裁判所法33条3項の決定は、不相当と判断した裁判官が行う。

湯 浅	諫武 高行	全 部		木
妙 寺	藤田 敏之	全 部		火
橋 本	藤田 康夫	全 部		月
	森下 宏輝	民事	公示催告事件 全部	
田 辺	内藤 智機	他の裁判官に分配されない事件		月、火 木、金
執務時間内及び執務時間外の令状請求事件、被疑者に付する国選弁護人の選任、解任に関する処分の分配については、田辺支部裁判官及び田辺簡易裁判所の裁判官が協議して定める。				
串 本	小野 啓介	全 部		水
御 坊	内藤 智機	全 部		水
新 宮	小野 啓介	全 部		木

湯浅、妙寺、橋本、田辺、串本、御坊及び新宮の各簡易裁判所における略式事件のうち公職選挙法違反事件、正式裁判請求事件及び略式不相当事件（公職選挙法違反事件及び裁判所法33条3項の決定を除く。）は、上記の定めにかかわらず、代理裁判官が填補して処理する。

別表第5

## 管内簡易裁判所の裁判事務の代理順序

庁名	差し支え 裁判官	代理裁判官（左から順に代理する。）		
		当該庁の裁判官	他の庁の裁判官	
和歌山	諫武 高行	藤田 康夫		
	藤田 康夫	藤田 敏之		
	藤田 敏之	諫武 高行		
湯浅	諫武 高行			内藤 智機
妙寺	藤田 敏之			藤田 康夫
橋本	藤田 康夫			藤田 敏之
田辺	森下 宏輝	内藤 智機	丸山 徹	
	内藤 智機	森下 宏輝	丸山 徹	
串本	小野 啓介			丸山 徹
御坊	内藤 智機	森下 宏輝		
新宮	小野 啓介			丸山 徹